

藤沢市教育委員会 1 月定例会会議録

日 時 2017 年（平成 29 年）1 月 18 日（水）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 平成 28 年 12 月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 5 議 事
 - (1) 議案第 29 号 藤沢市指定重要文化財の指定について
 - (2) 議案第 30 号 公立図書館資料の広域利用実施協定の締結について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 中 林 奈美子
4 番 大 津 邦 彦
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育部長	吉 住 潤	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 尾 友 美
生涯学習部参事	藤 本 広 巳	教育部参事	神 尾 哲
生涯学習部参事	川 口 剛	教育部参事	松 原 保
学校施設課長	山 口 秀 俊	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
教育総務課主幹	佐 藤 繁	教育指導課主幹	窪 島 義 浩
学務保健課主幹	戸 田 隆 裕	総合市民図書館長	織 部 朋 子
生涯学習総務課 主幹	山 口 雄 賢	生涯学習総務課 課長補佐	田 代 俊 之
郷土歴史課課長 補佐	望 月 芳	総合市民図書館 専任主幹	饗 庭 寛 子
総合市民図書館 専任主幹補佐	田 嶋 有 紀 子	郷土歴史課学芸員	荒 井 秀 規
書 記	西 山 勝 弘		

小竹委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。
 ÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4 番・大津委員、5 番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）

小竹委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4 番・大津委員、5 番・井上委員にお願いすることといたします。
 ÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。
 何かありますか。
 特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）

小竹委員長 それでは、このとおり了承することといたします。
 ÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 これより教育長報告を行います。
 （1）平成 28 年 12 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告をお願いします。

吉田委員 それでは、平成 28 年 12 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告いたします。（議案書参照）
 12 月市議会定例会は、12 月 1 日から 21 日までの 21 日間で開催されました。11 月の教育委員会定例会でご審議の上ご決定いただきました議案「指定管理者の指定について」、「調停の成立について」につきましては、それぞれ 12 月 5 日、12 月 15 日の本会議において可決されました。また、12 月の教育委員会定例会において、臨時代理の報告をいたしました議案「訴えの提起について」につきましても、12 月 5 日の本会議において可決されました。
 次に、12 月 8 日に開催された子ども文教常任委員会について報告いたします。教育委員会に関係する案件は、陳情が 2 件、報告案件が 1 件ございました。陳情の内容につきましては、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求めるもの、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求めるものであり、いずれも趣旨了承となりました。
 次に、報告案件につきましては、教育委員会 11 月定例会において説明し、了承いただいた内容で、（1）給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況について（中間報告）を報告いたしました。

次に、資料はございませんが、補正予算常任委員会について報告いたします。11月の教育委員会定例会でご審議の上ご決定いただきました、「平成28年度藤沢市一般会計補正予算（第5号）」、歳出補正（学校管理運営費（中学校））、繰越明許費補正（スポーツ施設整備費）につきましては、12月12日の補正予算常任委員会に付託され、討論・採決の結果、賛成多数で可決すべきものとされ、その後、本会議において可決されました。

次に、一般質問についてでございますが、教育委員会に関連する質問は、3人の議員からご質問がございました。質問の件名と要旨、主な質問とそれに対する答弁について報告いたします。

はじめに、藤沢市公明党の 東木 久代 議員でございます。

件名1「チルドレンファーストのふじさわづくり」についての要旨1「多様な子どもの居場所と、学校を支える地域づくりについて」では、教育委員会に係わる質問として、「学校現場において、地域ボランティアに応援していただく仕組みについて、教育委員会としてどのように把握し、支援しているのか」、とのご質問をいただきました。各学校現場においては、様々な教育活動にご協力をいただくために、必要に応じて地域の方々にボランティアをお願いしており、その際、学校だよりや地域の会議、またはPTAの方々を通してお願いするなどの方法をとっていること、また、本市では学校・家庭・地域の三者が連携し、地域社会全体で子どもたちの健全やかな成長を支援していくことを目的とした「学校・家庭・地域連携推進事業」いわゆる三者連携事業を実施しており、この事業の柱の1つに「学校支援事業」があること、この事業の具体的な活動としては、小学校の家庭科の授業でミシンの学習をする際に、補助をしてくださるボランティアを探して欲しいという学校からの要望に応じ、メンバーを集めたという事例があること、教育委員会としては、学校が地域の方々によりよく支援していただけるように、各学校におけるボランティア活動の中で、特徴的な取り組みについて、校長会等において情報を発信していること、さらに、今年度から5年目の教職員及び新任校長、新任教頭に対し「学校・家庭・地域の連携について」という研修講座を実施し、学校と家庭および地域が連携していくことの重要性を再認識させるとともに、地域へのよりよい働きかけの方策について学習する機会を設けていることを答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の 松下 賢一郎 議員でございます。

件名1「子どもたちを守り育む学校教育の充実について」の要旨1「いじめ対策について」では、教育委員会に係わる主な質問といたしましては、まず1点目として、「学校から教育委員会へいじめへの対応状況等の報告

を義務づけるべきではないか」とのご質問をいただきました。現在、学校では児童生徒指導上の問題について、教育委員会への報告は校長の判断により行っていること、いじめについては、学校生活の中で早期に解決を図ることが重要であると考えており、報告については、重大な事態は即座に、重大ではないが、教育委員会との連携が必要なケースはその都度、軽微なものですぐに解消されたケースは事後、または定期的に行っている調査において、それぞれ報告することとしており、教育委員会では学校が認知したいじめについては報告を受けていること、教育委員会としては、今後も解決に向けた対応を最優先し、藤沢市いじめ防止対策基本方針に則り、相談を受けたいじめについて、事実の確認と結果を把握してまいることを答弁いたしました。

次に、2点目として、「いじめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる等の取り組みについて」のご質問をいただきました。現在、インターネット上のいじめについては、各学校において、教育委員会が派遣する外部講師による講演会や文部科学省が配付した資料を活用した授業等を通して、「情報モラル教育」を実施し、ネットトラブルの実態や犯罪の被害者にも加害者にもなり得ることについて指導していること、また、保護者に対しても学年・学級懇談会や中学校の新生保護者説明会において、スマートフォン・携帯電話・通信機能付きゲーム機によるトラブルの具体例を示し、所持する上での注意喚起を行う学校が増えていること、ネットトラブルについては、スマートフォン・携帯電話等の通信機器を所持する前の指導が有効であり、学校からの児童生徒及び保護者への啓発活動が重要であることから、今後も教育委員会としては、学校における「情報モラル教育」の推進を支援してまいることを答弁いたしました。

次に、3点目として、「学級満足度調査及び心理検査等のアセスメントツールの活用など、多様ないじめの早期発見に係る取り組みについて」のご質問をいただきました。学級満足度調査及び心理検査等のアセスメントツールの活用については、本市の学校においても、学校の実態に合わせて自主的に活用している学校もあり、児童生徒理解及び指導資料として有効なツールであると考えていること、現在、本市では、学校生活アンケートをはじめ学校評価、いじめ防止プログラム、いじめ相談ホットライン、いじめ啓発リーフレットや相談機関紹介カードの配布など、既存のいじめ防止対策事業が効果を発揮していることから、新たなアセスメントツールの導入については、学校の実践を踏まえ、研究して参りたいと考えていることを答弁いたしました。

続いて、件名1「子どもたちを守り育む学校教育の充実について」の要旨2「不登校児童生徒への支援について」では、教育委員会に係わる主な質問といたしましては、1点目として、スクールソーシャルワーカーの増員についてのご質問をいただきました。本市では、平成27年度にスクールソーシャルワーカーを1名増員し、2名体制としてまいりましたが、対応ケース数は、平成26年度末と比較して2倍近くに増加しており、このことは、学校生活を送るに当たり家庭が抱える課題が多く、学校だけでは対応できないケースが増えているためであると考えていること、スクールソーシャルワーカーの対応件数が増加している状況に加え、早い時期から家庭に対する丁寧な支援を行うためにも増員について検討してまいることを答弁いたしました。

次に、2点目として、不登校児童生徒への対応状況に関する学校復帰をはじめ、その他の通学状況や学習状況の把握についてのご質問をいただきました。平成27年度の不登校児童生徒の学校復帰の状況については、保健室登校や別室登校も含め小学校では99人中29人が、中学校では322人中107人が復帰していること、通学状況については、相談支援教室やフリースクールに通う児童生徒も含め教育委員会では、毎月、学校から報告される長期欠席児童生徒報告書により通学状況等を把握していること、また、学習状況については、学校が保護者と相談の上、別室での学習支援や家庭訪問を行い、課題を与えるなど、個々の状況に合わせて支援を行うとともに、相談支援教室やフリースクールから学習状況についての報告を受け、把握に努めていることを答弁いたしました。

次に、3点目として、夜間中学の設置等に関する協議を行う「協議会」を組織して、検討を進めるべきではないかのご質問をいただきました。未就学者の就学機会の確保のための夜間中学の設置等に関する協議会については、現在、県教育委員会が主体となって設置し、協議を始めたところであり、この協議会には本市教育委員会も参加しているので、協議会の内容を踏まえて研究してまいりたいと考えていることを答弁しました。

次に、市民クラブ藤沢の 北橋 節男 議員でございます。

件名3「オリンピック・パラリンピックと藤沢の子どもたちについて」の要旨1「学校での日本伝統文化への取り組みについて」では、教育委員会に係わる主な質問といたしましては、1点目として、「伝統文化の分野で特技を持っている教員が、その経験を活かして教育活動を進めることについて」のご質問をいただきました。学校には書道や柔道などそれぞれの分野で特技を持っている教員がおり、それらの教員は特技を活かして担任の授業の支援や、クラブ活動や部活動の指導にあたるなどしていること、ま

た、特技を持っている教員を講師として、指導方法を研修する場を設けたりもしていること、伝統文化の指導については、技能の伝承のみならず、礼儀作法や郷土を愛する心情、先人への尊敬と感謝の気持ちなど、子どもたちの豊かな成長につながるよう、全ての教員で取り組んでまいることを答弁いたしました。

次に、2点目として、「伝統文化の分野で活躍されている地域の方々と連携した取り組みについて」のご質問をいただきました。教育委員会の事業では、藤沢市書道協会の方に「書道ボランティア」として、小中学校の国語の「書写」の授業の指導補助をお願いし、学習活動の充実を図っていること、また、学校によっては、生活科の授業に「伝承あそび」の講師として参加していただいたり、総合的な学習の時間で「竹笛づくり」をご指導いただいたり、箏の師範を音楽科の授業のゲストティーチャーとして招いたり、芸術鑑賞会や文化祭で、地域の和太鼓サークルを招き、演奏や体験を行うなど、多岐にわたり地域の方々の協力をいただいていること、その他、藤沢市及び藤沢市文化団体連合会の主催で、郷土愛あふれるまちづくりを推進するために、例年2月から3月に開催している「ワクワク体験ひろば」は、華道、茶道、吟詠、邦楽、謡曲など、様々な伝統文化を子どもたちが選んで体験できる場となっており、数多くの子どもたちが参加していることを答弁いたしました。

次に、3点目として、「東京オリンピック・パラリンピックの教育プログラムにおける、学校での日本の伝統文化に関する教育活動の推進について」のご質問をいただきました。東京2020大会における教育プログラムの策定にあたっては、子どもたちが我が国の伝統や文化を理解し、諸外国の人々と互いに理解し合いたいという思いをもって、主体的にオリンピック・パラリンピックに関わる気持ちを育むことが大切であると考えていること、今後、市長部局と連携し教育プログラムを策定してまいるが、現在のところ、教育委員会としては、各学校がこれまでに行ってきた教育実践をオリンピック・パラリンピックと関連づけ、日本の伝統文化に対する興味・関心や理解がこれまで以上に高まるよう、各学校の取り組みに役立つ実践事例などを情報提供してまいりたいと考えていることを答弁いたしました。

以上が、平成28年12月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告でございます。

小竹委員長

ただいまの教育長の報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

雑誌資料・録音資料・一般用映像資料といたします。なお、本協定におきましては、図書館資料に対する予約は行わないことといたしまして、これは横浜市におきましても、同様でございます。

利用対象は、横浜市に居住する個人とし、登録手続きは申込みにより、図書カードを交付し、そのカードにより貸し出しを行うものでございます。返却につきましては、貸し出しを受けた市の図書館に行うものとします。返却遅延に対する督促につきましては、貸し出しをした市の図書館長が行うものでございますが、利用者の所在が不明の場合は、居住市である横浜市の図書館長にその調査を依頼することができるものとします。

協定書の第6条の貸し出しを受けた資料を「亡失・汚損した場合には、貸し出しを行った市の図書館の定めるところにより、損害を賠償することとなります。

第7条の相互利用の実施に要する費用負担は、貸し出しを行う市の負担といたします。

第8条におきましては、相互利用の円滑な推進のために、藤沢市及び横浜市の図書館職員により連絡会を設置することといたします。この協定につきましては、締結日は2017年（平成29年）2月7日、広域利用の開始時期は2017年（平成29年）3月1日とするものでございます。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書参照）

小竹委員長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第30号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員

周辺自治体と相互利用の協定を締結しているということですが、貸し出し数とか貸し出し内容といったものはどういうふう把握しているのか。それからこれまでは周辺自治体と既に実施をしている中で、過重の負担となるような事例があったら教えていただきたいと思います。

田嶋総合市民図書館専任主幹補佐

今現在、広域利用を結んでいる自治体の数ですけれども、広域利用自治体の茅ヶ崎市と藤沢市の登録者数については、図書館システムによりすべてを把握しておりますので、広域利用に関しては人数や貸出数についても把握している状況でございます。

過重な負担につきましては、業務の内容については順調に行っている状況でございます。

吉田委員

使える図書館の幅が広がるという意味で、非常にいいことだと思います。実際に藤沢市民が横浜市立の図書館を使える館数と蔵書数、どのくらいのを資料として見たり、借りたりすることができるのか、教えてください。

田嶋総合市民図書館専任主幹補佐

藤沢市民が横浜市立の図書館を使える館数は18館と、

移動図書館のはまかぜ号となっております。横浜市の中央図書館に限りまして、蔵書数は150万冊、全体で380万冊となっております。

吉田委員　　すごく多く利用ができると思いますので、ぜひ市民の皆さんに広く周知を図っていただいて、たくさん活用していただくように努めていただければと思います。

小竹委員長　　他にありませんか。
特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

小竹委員長　　それでは、議案第30号公立図書館資料の広域利用実施協定の締結については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長　　以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。
委員の方で、前回の定例会からきょうまでの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。2月8日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということはいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、次回の定例会は2月8日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時36分 閉会